

成年後見人等の辞任許可及び選任の申立てについて

(辞任許可又は選任のいずれかのみを申立てる場合は、裁判所にお問い合わせください。)

水戸家庭裁判所

申立てに当たって必要なもの

- 申立書（2枚綴り）
- 収入印紙 1，600円分（申立手数料としての収入印紙です。）
- 収入印紙 1，400円分（登記手数料としての収入印紙です。）
- 郵便切手 2，328円分

郵便切手内訳

500円× 4枚

82円× 1枚

20円× 10枚

10円× 3枚

2円× 8枚

【添付書類】

- 現在の成年後見人の戸籍謄本，住民票（後見人の身分事項に変更がなければ不要です。）
- 後見等事務報告書
- 財産目録
- 通帳等の資料
- 成年被後見人の戸籍謄本，住民票（成年被後見人の身分事項に変更がなければ不要です。）
- 辞任の理由についての資料

(例) 遠隔地の場合 住民票や転居の事情を記載した陳述書等

健康を害した場合 診断書

- 後見人候補者の戸籍謄本，住民票（裁判所に一任する場合には不要です。）
- 候補者事情説明書（裁判所に一任する場合には不要です。）